

# 千葉市美浜区町内自治会連絡協議会 会議報告書

下記のとおり報告します。

会議名	平成 30 年度 第 3 回会長会
日 時	平成 30 年 9 月 28 日(金) 18:00～19:00
場 所	美浜区役所 3 階 3-2 会議室
出席者	地区連協会長 8 名 ※地区連協会長代理 1 名含む (区連協会長 1 名、副会長 2 名、会計 2 名、理事 2 名)
事務局	区長、副区長、森田室長、濱田主査、押久保
<b>会議内容</b>  <b>(開会前)</b>  <b>1 開会</b> 会長から挨拶  <b>2 議題</b> <b>(1) 平成 30 年度市連協要望及び区連協要望への回答について</b> <b>■担当課説明</b> ・各要望担当課から、回答要旨(資料 P2-P3)を説明。 <b>■質疑</b> <b>(市連協要望)</b> ・No.1「美浜区幕張西 6 丁目 51 番地に交流館建設」(第 30 地区) 質問なし ・No.2「国道 357 号線の信号機の改善」(第 36 地区) 区連協役員: 本件については、警察署が所管であることから、千葉市としては進捗状況を把握していないのか。 地域安全課: 千葉県警・国土交通省ともに、安全性の確保からトンネル内に渋滞が発生することは避けたいとしており、抜本的な解決には至っていない状況である。 <b>(区連協要望)</b> ・No.1「幸町公民館エレベータ設置の要望」(第 28 地区) 区連協役員: 来年度予算編成に向けて検討を進めていくと回答しているが、来年度予算を確保できる見通しなのか。 生涯学習振興課: エレベータの設置にあたっては、設置工事の予算を確保する前年度に、設計予算を確保しなければならない。そのため、エレベータを実際に設置するまでには、最短でも 2 年を要する。現在調整中であるため断定的な回答はできないが、設計予算の確保に努める。 ・No.2「新港地区の震災で破損・劣化した市道の補修・整備」(第 28 地区) 区連協役員: 本件について、当初計画の工事だけではなく、要望を元に補修・整備を地域と調整・検討していくという理解でよろしいか。 中央・美浜土木事務所: 認識に相違はない。 ・No.3「黒砂橋東・西側交差点の信号機表示方法変更」(第 29 地区) 区連協役員: 本件については、警察署が所管であることから、千葉市としては進捗状況を把握していないのか。 地域安全課: 当該交差点に対しての限界と想定される通行量を超過していることから、信号機表	

示を変更しても、それだけの対応を以て問題は解決し得ないと考えている。今後対応については慎重に検討を進めていく方針である。

- ・No.4「公民館用地の有効活用を考える検討委員会設置要望の件」(第 31 地区)  
→質問なし
- ・No.5「排水栓を活用した初期消火機材の設置および助成制度について」(第 33 地区)  
区連協役員:担当課からの回答及び事前打ち合わせで制度を理解したので、次年度は本要望は提出しない。現在担当課とは、排水栓を利用した訓練を行う際の、道路占用許可申請手続きの簡素化について調整中である。  
防災対策課:道路占用許可申請手続きの簡素化について、今後、警察や市長部局と調整をすすめていく方針である。
- ・No.6「稲浜小学校避難所の下水型トイレについて」(第 38 地区)  
区連協役員:トイレの端部から降車までの離隔は 3m 確保していると説明されたが、災害時には運転が苦手な住民が避難所に自動車で避難してくる可能性がある。また、災害時の運用を考えた時、トイレの利用者と近接した場所を車両が通行することは望ましくない。今後の課題として欲しい。
- ・No.7「海浜幕張駅の自転車駐輪場増設の早期着工について」(第 47 地区)  
区連協役員:新たに駐輪場を設置する方針であると説明を受けているが、設置場所が道路上であるため、迷惑駐輪の対応の検討を並行して進めていただきたい。  
自転車政策課:地域の専門委員会と調整をすすめる方針である。
- ・No.8「打瀬第一公園の夜間照度確保」(第 47 地区)  
区連協役員:本件は、担当課と現地確認を実施した結果、対応してもらうことが決定している。

#### ■意見

- ・今後も区連協会議において、各要望担当課からの説明を受ける取り組みを続けていきたい。

### (2) 議員との懇談会の開催報告

#### ■事務局説明

- ・昨年度までは 8 月に実施していたが、今年度は 7 月に実施した。  
→次年度以降も 7 月に実施することとする。

### (3) 視察研修会の視察先について

#### ■事務局説明

- ・平成 31 年 1 月 18 日(金)開催の視察研修会の視察先は、以下のとおり決定。  
→芝園団地自治会、陸上自衛隊広報センター
- ・視察において、芝園団地自治会に特に確認したいこと等あれば、事前に事務局に質問事項を提出してほしい。提出を受けた質問事項を、先方に送付する。

### (4) 区連協会則の改正について

#### ■事務局説明

- ・会長会において、下記のとおり改正案に訂正があった。  
**第 9 条「役員」の任期**  
(改正案)役員の任期は 1 年とする。再任を妨げないものとするが、理事及び監事を除き、再任の場合の任期を含めて 4 年を上限とする。  
(訂正案)役員の任期は 1 年とする。再任を妨げないものとするが、会長は 4 年を上限とする。

#### ■意見

- ・第 6 条「役員」について、役員の表記を二段書きから一段書きに改めること。

(現行表記)	会長	1 名	理事	若干名
	副会長	1 名	監事	2 名
	会計	2 名		
(訂正案)	会長	1 名		

副会長	1名
会計	2名
理事	若干名
監事	2名

### 3 その他

・特になし

### 4 閉会

次回の理事会は12月3日(月)18時00分から開催予定